

現 行	改 正 後
<p>3 貸金業関係</p> <p>3-2 業務関係</p> <p>貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次により取り扱うものとする。</p> <p>3-2-2 貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いることの禁止</p> <p>法第13条第2項の規定に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正(違法)な程度にまで達していない行為をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>貸金業の業務を行うに当たり、顧客の信用情報(個人の返済又は支払能力に関する情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人を識別するための情報を含む。)をいう。以下同じ。)について、当該顧客の返済能力の調査以外の目的に使用すること。</u></p>	<p>3 貸金業関係</p> <p>3-2 業務関係</p> <p>貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次により取り扱うものとする。</p> <p>3-2-2 貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いることの禁止</p> <p>法第13条第2項の規定に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適當でない行為で、不正(違法)な程度にまで達していない行為をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人である資金需要者に関する情報について、例えば以下のように、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定等に基づく適切な取扱いが確保されていないこと。</u></p> <p>① <u>個人である資金需要者に関する情報については、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要なかつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置が講じられていない</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>こと。</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置</u> ・ <u>実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置</u> <p>(従業者の監督について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置</u> ・ <u>実務指針Ⅱの規定に基づく措置</u> <p>(委託先の監督について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置</u> ・ <u>実務指針Ⅲの規定に基づく措置</u> <p>② <u>信用情報機関から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置が講じられていないこと。</u></p> <p>③ <u>個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられていないこと。</u></p> <p>(注)その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>労働組合への加盟に関する情報</u> ・<u>民族に関する情報</u> ・<u>性生活に関する情報</u>
(3) ~ (7) (略)	(3) ~ (7) (略)
3-2-7 取引関係の正常化 3-2-1、3-2-2及び3-2-6のほか、貸金業者の監督に当たっては、法の趣旨を踏まえ、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、次に掲	3-2-7 取引関係の正常化 3-2-1、3-2-2及び3-2-6のほか、貸金業者の監督に当たっては、法の趣旨を踏まえ、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、次に掲

現 行	改 正 後
げる事項について、貸金業者に対し、適切に行うよう促すものとする。	げる事項について、貸金業者に対し、適切に行うよう促すものとする。
(1) ~ (6) (略)	(1) ~ (6) (略)
(7) 顧客の信用情報について、不必要的事項の調査、調査事項の貸付け目的以外への使用等顧客のプライバシーの侵害となるような行為は行ってはならないこと。	(7) 顧客の信用情報(個人である資金需要者の借入金返済能力に関する情報をいう。以下同じ。)について、不必要的事項の調査、調査事項の貸付け目的以外への使用等顧客のプライバシーの侵害となるような行為行ってはならないこと。
(8) ~ (9) (略)	(8) ~ (9) (略)
3-4 監督関係	3-4 監督関係
法第5章(立入検査関係を除く。)の規定に基づく、貸金業者の監督に当たっては、以下のとおり取り扱うものとする。	法第5章(立入検査関係を除く。)の規定に基づく、貸金業者の監督に当たっては、以下のとおり取り扱うものとする。
(新設)	<p><u>3-4-5 事業報告書の提出に係る留意点</u> <u>規則別紙様式第8号に規定する事業報告書を処理する場合には、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) 「個人である資金需要者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置」とは、保護法ガイドライン第10条、第11条及び第12条並びに実務指針I、II、III及び別添2の規定に基づく措置とする。</p> <p>(2) 「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</p>

金融監督等にあたっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊:金融会社関係 (4/24)

現 行	改 正 後
3-4-5 事業報告書の金融庁への送付 (略)	3-4-6 事業報告書の金融庁への送付 (略)
3-4-6 業務報告書の徴収 (略)	3-4-7 業務報告書の徴収 (略)
3-4-7 業務報告書の金融庁への提出 (略)	3-4-8 業務報告書の金融庁への提出 (略)

金融監督等にあたっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊:金融会社関係 (5/24)

現 行	改 正 後
3-4-6(1) 別紙様式8号 別紙様式第8号 (別紙1) 目 次 業 務 報 告 書 1 貸付金の種別残高 2 業種別貸付残高（貸付残高500億円超の業者のみ記入） 3 貸金業協会等への加入状況等	3-4-6(1) 別紙様式8号 別紙様式第8号 (別紙1) 目 次 業 務 報 告 書 1 貸付金の種別残高 2 業種別貸付残高（貸付残高500億円超の業者のみ記入） 3 貸金業協会等への加入状況等 4 <u>個人である資金需要者の情報の取扱いの状況</u>

金融監督等にあたっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊:金融会社関係 (6/24)

現 行	改 正 後
(新設)	<p>(別紙5)</p> <p>4 個人である資金需要者の情報の取扱いの状況 (年3月末)</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）上の個人情報取扱事業者の該当性 ()</p> <p>(2) 個人である資金需要者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置。）の状況 ()</p> <p>(3) 信用情報機関から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置の状況 ()</p> <p>(4) 個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置の状況 ()</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (1)については、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する場合には()欄に「○」を、該当しない場合には「×」を記入する。</p> <p>2. (2)については、必要かつ適切な措置を講じている場合には「○」を、講じていない場合には「×」を記入する。</p>

金融監督等にあたっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊:金融会社関係 (7/24)

現 行	改 正 後
	<p>3. (3) については、信用情報機関から提供を受けた個人である資金需要者の借入金返済能力に関する情報を保有していない場合には「－」を、措置を講じている場合には「○」を、措置を講じていない場合には「×」を記入する。</p> <p>4. (4) については、個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を保有していない場合には「－」を、措置を講じている場合には「○」を、措置を講じていない場合には「×」を記入する。</p> <p>5. (4) の「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいう。</p>

現 行	改 正 後
<p>3-6 貸金業協会に対する監督、信用情報機関</p> <p>二 信用情報関係</p> <p>1 信用情報機関</p> <p>法第30条第1項の規定に基づき、協会が行う信用情報に関する機関(以下「機関」という。)の設置又は指定に関する監督に当たっては、機関について次に掲げる事項に留意されたい。</p> <p>(1) 業務運営の基本的考え方</p> <p>機関は、消費者信用の健全な発展に資するため、過剰貸付けの防止、多重債務者発生の防止等その公共的使命を十分認識し、信用情報(<u>個人の返済又は支払能力に関する情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人を識別するための情報を含む。)</u>)をいう。以下同じ。)の整備・充実に努めることが肝要である。その業務を行うに当たっては、公正かつ的確な業務運営に努めるとともに、信用情報が目的外に使用されることを防止するなど、プライバシー保護に配慮した適正な業務運営体制を整備する必要がある。</p> <p>(2) 会員</p> <p>機関は、信用情報の目的外使用の防止等の観点から、<u>機関の提供する信用情報を使用しうる信用供与者</u>(以下「会員」という。)の範囲又は要件を明確にするとともに、会員に対し、信用情報の適正な取扱いを求めることとする。</p> <p>(3) 業務概要等の周知</p> <p>機関は、名称、所在地、電話番号、業務の内容、登録情報の概要、登録期間、<u>信用情報の問合せ、開示等</u>に関する事項を記載したパンフレットなどの書面を作成し、それを機関及び会員の店頭に備え置くことなどにより、業務の内容等を資金需要者等に<u>周知させる</u>よう努めることとする。</p>	<p>3-6 貸金業協会に対する監督、信用情報機関</p> <p>二 信用情報関係</p> <p>1 信用情報機関</p> <p>法第30条第1項の規定に基づき、協会が行う信用情報に関する機関(以下「機関」という。)の設置又は指定に関する監督に当たっては、機関について次に掲げる事項に留意されたい。</p> <p>(1) 業務運営の基本的考え方</p> <p>機関は、消費者信用の健全な発展に資するため、過剰貸付けの防止、多重債務者発生の防止等その公共的使命を十分認識し、信用情報の整備・充実に努めることが肝要である。その業務を行うに当たっては、公正かつ的確な業務運営に努めるとともに、信用情報が目的外に利用されないことを確保するための措置をとることや、その取り扱う信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止が図られるよう適正な業務運営体制を整備することなどの保護法ガイドライン及び実務指針の規定等に基づく適切な取扱いを確保する必要がある。</p> <p>(2) 会員</p> <p>機関は、信用情報の目的外利用の防止等の観点から、<u>機関の会員</u>(以下「会員」という。)に対し、信用情報の適正な取扱いを求めることがある。 (会員管理⇒⑩ 信用情報の管理①において規定)</p> <p>(3) 業務概要等の周知</p> <p>機関は、名称、所在地、電話番号、業務の内容、登録情報の概要、登録期間、<u>保護法ガイドライン第23条を踏まえた個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言等</u>に関する事項を<u>インターネット上のホームページに常時掲載</u>することや、それらを記載したパンフレットなどの書面を作成し、それを機関及び会員の店頭に備え置くことなどによ</p>

現 行	改 正 後
<p>(4) <u>収集・登録できる信用情報の範囲</u> 機関が<u>収集・登録できる信用情報は、会員の提出する信用情報のほか、破産宣告・失踪宣告その他の公的記録、手形交換所の不渡情報・取引停止処分情報等の客観的事実に限るものとし、会員が資金需要者の返済又は支払能力の調査をするために必要な事項にとどめることとする。</u></p> <p>(5) <u>事前の同意</u> 機関は、会員に対し、信用情報の<u>収集</u>に当たり、次のことについて資金需要者から書面による事前の同意を得るよう求めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資金需要者に係る信用情報を機関に登録すること ② 他の会員(信用情報機関相互間で信用情報の交流(以下「情報交流」という。)を行う場合には、その交流する先及びその会員を含む。)により、当該信用情報が利用されること <p>③ 登録される情報の範囲、登録期間等 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>り、業務の内容等を資金需要者等に周知させることとする。</p> <p>(4) <u>取得・登録できる信用情報の範囲</u> 機関が<u>取得・登録できる信用情報は、会員の提出する信用情報のほか、破産手続開始決定・失踪宣告その他の公的記録、手形交換所の不渡情報・取引停止処分情報等の客観的事実に限るものとし、会員が資金需要者の<u>返済能力</u>の調査をするために必要な事項にとどめることとする。</u></p> <p>(5) <u>事前の同意</u> 機関は、会員に対し、信用情報の<u>取得</u>に当たり、次のことについて資金需要者から書面(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によつては認識することのできない方式で作られる記録を含む。)で他の条項と明確に分離するなど本人の理解を確保できる方法等により事前の同意を得るよう求めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資金需要者に係る信用情報を機関に登録すること ② 他の会員(信用情報機関相互間で信用情報の交流(以下「情報交流」という。)を行う場合には、その交流する先及びその会員を含む。)により、当該信用情報が利用されること及び会員として当該信用情報を利用する者(その表示は、会員の名称を記載する方法又は当該機関の規約等及び会員名を常時公表しているホームページのアドレスを記載する方法等により、本人が同意の可否を判断するに足りる具体性をもって行うこととする。) ③ 機関に登録される情報の範囲、登録期間等 ④ 当該信用情報は、法第30条第2項の規定に基づき、利用目的は、資金需要者の返済能力の調査目的に限定されること <p>(6) <u>機微(センシティブ)情報について</u> 機関は、個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情</p>

現 行	改 正 後
(新設)	<p>報(注)を、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、取得、利用又は第三者提供しないことを確保するための措置を講じる必要がある。</p> <p>(注)その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働組合への加盟に関する情報 ・民族に関する情報 ・性生活に関する情報
<p>(6) 信用情報の照会・提供</p> <p>機関は、信用情報の目的外<u>使用</u>の防止、<u>漏洩</u>の防止の観点から、次の場合のほか、信用情報を提供してはならないこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会員からの照会に応ずる場合 ② 資金需要者本人(代理人を含む。以下「本人」という。)からの自己の信用情報に係る開示請求に応ずる場合 ③ 他の信用情報機関と情報交流を行う場合 	<p>(7) 信用情報の適正な取得</p> <p>機関は、信用情報を取得するに際しては、偽りその他不正な手段により、信用情報を取得してはならない。また、本人の利益の不当な侵害を行ってはならず、信用情報の不正取得等の不当な行為を行っている会員等から、当該信用情報が漏えいされた信用情報であること等を知った上で当該信用情報を取得しないこととする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(注1) 会員からの照会に応ずるのは、資金需要者の<u>返済</u>又は<u>支払能力</u>の調査に必要な場合、又は本人からの自己の信用情報に係る開示、訂正及び異議の申出(以下「開示等」という。)の請求に対応するために必要な場合に限ること。</p>	<p>(8) 信用情報の照会・提供</p> <p>機関は、信用情報の目的外<u>利用</u>の防止、<u>漏えい</u>の防止の観点から、次の場合のほか、信用情報を提供してはならないこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会員からの照会に応ずる場合 ② 資金需要者本人(代理人を含む。以下「本人」という。)からの自己の信用情報に係る請求に応ずる場合 ③ 他の信用情報機関と情報交流を行う場合 ④ 保護法ガイドライン第13条第1項①から④の規定に基づく場合 <p>(注)会員からの照会に応ずるのは、以下の場合に限ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 資金需要者の<u>返済能力</u>の調査に必要な場合 (ii) 本人からの自己の信用情報に係る開示、若しくは訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)、若しくは利用停止又は消去(以下「利用停止等」という。)の請求又は苦情に対応するために必要な場合

現 行	改 正 後
<p>(注2) 機関は、本人からの自己の信用情報について開示請求があった場合は、本人に係る登録情報を開示する必要がある。この場合、当該信用情報の出所並びに過去の一定期間内における当該信用情報の提供先についても、開示しうるよう体制の整備を進めるとともに、開示等を円滑に行いうるよう相談窓口の設置、開示手続きの整備等に努めること。</p> <p>また、本人以外に信用情報が漏洩することを防止するため、開示請求のできる者は本人及び本人から委任を受けたものに限るものとし、機関は、開示請求者が本人ないし本人の委任を受けたものであることを十分確認した上で信用情報の開示を行うこと。</p>	<p>(注2⇒(11) 開示において規定)</p>
<p>(7) 信用情報の管理</p> <p>① 機関は、信用情報に係る秘密を保持し、信用情報の漏洩・滅失及び改ざん等を防ぐため、内部管理体制の整備を図るとともに、必要な安全対策を講ずることとする。</p>	<p>(9) 信用情報の管理</p> <p>① 機関は、信用情報について、その安全管理、従業者の監督及び当該信用情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置を講じる必要がある。</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置 ・実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置 <p>(従業者の監督について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置 ・実務指針Ⅱの規定に基づく措置 <p>(委託先の監督について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置 ・実務指針Ⅲの規定に基づく措置 <p>また、適切な会員管理及び外部監査に係る措置(実務指針別添3の規定に基づく措置)を講じることとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>② 機関の役職員は、<u>(6)の場合</u>を除き、在職中及び退職後において、その秘密を漏らしてはならないこととする。</p> <p>③ 機関は、信用情報を正確かつ最新のものとするよう努めることとする。 また、機関は、登録する信用情報の内容に応じて登録期間及びその起算日を定め、登録期間経過後は、当該情報を速やかに消去又は廃棄すること等により、提供又は使用しないものとする。</p>	<p>② 機関の役職員は、<u>(8)により提供する場合</u>を除き、在職中及び退職後において、その秘密を漏らしてはならないこととする。</p> <p>③ 機関は、信用情報を正確かつ最新の<u>内容</u>に保つこととする。 また、機関は、登録する信用情報の内容に応じて登録期間及びその起算日を定め、登録期間経過後は、当該<u>信用情報を速やかに消去又は廃棄すること</u>等により、提供又は利用しないこととする。<u>ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りではない。</u></p>
(新設)	<p><u>(10) 信用情報に関する事項の公表等</u></p> <p>① 機関は、信用情報に関し、利用目的、開示等の手続等を本人の知り得る状態に置く必要がある。</p> <p>② 機関は、本人からの①に係る請求に備え、適切な体制の整備(保護法ガイドライン第19条第1項及び第20条の規定に基づく体制の整備)を行うこととする。</p> <p><u>(11) 開示</u></p> <p>① 機関は、本人から信用情報の開示の請求があったときは、適切な開示等の措置(保護法ガイドライン第15条、第18条及び第19条第2項の規定に基づく措置)をとる必要がある。</p> <p>② 機関は、本人からの①に係る請求に備え、適切な体制の整備(保護法ガイドライン第19条第1項及び第20条の規定に基づく体制の整備)を行うこととする。</p> <p><u>(注) 機関は、本人に信用情報を開示する場合、当該信用情報の出所及び過去の一定期間内における当該信用情報の提供先についても、開示しうるよう体制の整備を進めるとともに、開示、訂正等、利用停止等又は苦情対応を円滑に行いうるよう相談窓口の設置、開示手続の整備等を行うこととする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(8) 信用情報の訂正等</p> <p>① 機関は、本人から自己の信用情報が事実に相違するものとして、書面により理由を付した訂正の申出があったときは、正当な理由がない限り、迅速に事実関係の調査を行い、その結果を本人に知らせ、当該情報が誤りであることが判明した場合には、速やかに当該情報の訂正を行うこととする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(12) 訂正等</p> <p>① 機関は、本人から自己の信用情報が事実に相違するものとして、訂正等の請求があったとき、若しくは二-1(5)又は(7)に違反して取得又は第三者提供されているという理由によって、利用停止等の申出があつたときは、適切な訂正等又は利用停止等の措置(保護法ガイドライン第16条、第17条及び第18条の規定に基づく措置)をとる必要がある。</p> <p>② 機関は、本人からの①に係る請求があることに備え、適切な体制の整備(保護法ガイドライン第19条第1項の規定に基づく体制の整備)を行うこととする。</p> <p>③ 機関は、①に係る請求に関する事実関係等について調査中の信用情報を会員に提供するときは、正当な理由がない限り、当該信用情報が正確であるか否か等が確認されていないことの明示(以下「調査中の注記」という。)を行うこととする。</p> <p>④ 機関は、本人の請求に基づき信用情報の訂正等又は利用停止等、若しくは調査中の注記を行ったときは、本人の請求があれば、正当な理由がない限り、その本人が指定する当該信用情報の提供先にその旨通知することとする。</p>
<p>(9) 本人からの開示請求等</p> <p>機関は、本人から自己の信用情報に係る開示等の請求があつたときは、適切かつ迅速な処理を図ることとする。</p>	<p>(本人からの開示請求等⇒(11) 開示において規定)</p>
<p>(10) 業務の委託</p> <p>機関は、業務の全部又は一部を委託する場合には、受託者に対し、受託業務の遂行に当たり情報管理等を的確に行うことを求めることとする。</p>	<p>(業務の委託⇒ (9) 信用情報の管理①において規定)</p>

現 行	改 正 後
(新設)	<p>(13) 苦情の処理</p> <p>① 機関は、信用情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、適切な措置(保護法ガイドライン第21条第1項の規定に基づく措置)をとることとする。</p> <p>② 機関は、信用情報の取扱いに関する苦情を受けることに備え、適切な体制の整備(保護法ガイドライン第21条第2項の規定に基づく体制の整備)を行うこととする。</p>
(新設)	<p>(14) 漏えい事案等への対応</p> <p>① 機関は、信用情報の漏えい事案等の事故が発生したときは、当該機関の指定又は設置を行った協会に直ちに報告することとし、報告を受けた協会は、直ちに監督当局に報告を行うこととする。</p> <p>② 機関は、信用情報の漏えい事案等の事故が発生したときは、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</p> <p>③ 機関は、信用情報の漏えい事案等の事故が発生したときは、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知を行うこととする。</p>
<p>(11) 情報の交流</p> <p>機関は、情報交流を行うに当たっては、信用情報が目的外に使用されることを防止するなどプライバシー保護に十分配慮した適切な情報管理を確保することとする。</p> <p>2 機関の会員による信用情報の取扱い</p> <p>法第30条第2項の規定に基づき、機関の会員が信用情報を目的外に使用することは禁止されているが、当該規定に係る監督に当たっては、会員について次に掲げる事項に留意し、適切に行われるよう促すものとする。なお、法第13条第1項の規定に基づく会員以外の貸金業者による顧客の</p>	<p>(15) 情報の交流</p> <p>機関は、情報交流を行うに当たっては、信用情報が目的外に利用されることを防止するなどプライバシー保護に十分配慮した適切な情報管理を確保することとする。</p> <p>2 機関の会員による信用情報の取扱い</p> <p>会員は、機関の登録情報の整備・充実に協力するとともに、信用情報について、法第30条第2項、保護法ガイドライン及び実務指針の規定等に基づく適切な取扱いをする必要がある。</p>

現 行	改 正 後
<p><u>資力、信用等の調査に関する監督に当たっても、これに準じた取扱いを行うものとする。</u></p>	
<p>(1) <u>信用情報の取扱いに関する基本的考え方</u></p> <p><u>会員は、機関の登録情報の整備・充実に協力するとともに、信用情報の登録、照会、使用、管理等を行うに当たっては、プライバシー保護に配慮し、信用情報が目的外に使用されることを防止するなど、信用情報を適正に取り扱うものとする。</u></p>	(削除)
<p>(2) <u>事前の同意</u></p> <p><u>会員は、信用情報の収集に当たり、次のことについて資金需要者から書面による事前の同意を得ることとする。</u></p> <p>① <u>会員が当該信用情報を収集すること</u></p> <p>② <u>資金需要者に係る信用情報を機関に登録すること</u></p> <p>③ <u>他の会員(信用情報機関相互間で情報交流を行う場合には、その交流する先及びその会員を含む。)により、当該信用情報が利用されること</u></p> <p>④ <u>登録される情報の範囲、登録期間等</u></p> <p>⑤ <u>第三者と直接情報交流を行う場合には、当該第三者により当該信用情報が利用されること</u></p>	(削除)
<p>(3) <u>書面による説明</u></p> <p><u>会員は、資金需要者から事前の同意を得るに当たり、次の事項について書面による説明をすることとする。</u></p> <p>① <u>利用目的</u></p> <p>② <u>管理責任者名</u></p> <p>③ <u>資金需要者の権利</u></p> <p>④ <u>機関に登録される情報の範囲、登録期間等</u></p> <p>⑤ <u>第三者に当該信用情報を提供する場合には、提供先・提供目的等</u></p>	(削除)
<p>(4) <u>最新情報の登録</u></p> <p><u>会員は、既に登録した信用情報に関し、変更を必要とする新たな事実が判明したときは、速やかに当該事実を機関に報告するものとする。</u></p>	(削除)

現 行	改 正 後
(5) 信用情報の照会・使用 <u>会員が機関に対し信用情報を照会できるのは、資金需要者の返済又は支払能力の調査に必要な場合、又は本人からの自己の信用情報に関する開示等の請求に対応するために必要な場合に限るものとし、かつ、これらの目的以外に信用情報を利用してはならないものとする。</u>	(削除)
(6) 信用情報の管理 ① <u>資金需要者及び機関を含む第三者から提供を受けた信用情報の秘密を保持し、漏洩を防ぐため、会員は資金需要者本人からの自己の信用情報に関する問合せ等に対応するために必要な場合のほか信用情報を漏らしてはならないものとする。</u> ② <u>①の場合を除き、会員の役職員は、保有する資金需要者の信用情報に関し、在職中及び退職後において、その秘密を漏らしてはならないものとする。</u>	(削除)
(7) 本人からの開示請求等 <u>会員は、資金需要者から自己の信用情報に関する開示等の請求があったときは、適切かつ迅速な処理を図るものとする。また、本人の求めに応じ機関の所在等に関する説明を行うとともに、必要な場合には機関への取次ぎを行うものとする。</u>	(削除)
(8) その他 ① <u>会員は、信用情報の使用等に当たって、資金需要者を威迫し又は困惑させてはならないものとする。</u> ② <u>会員は、第三者と直接情報交流を行う場合、機関を利用する場合と同様に信用情報が目的外に使用されることを防止するなど、プライバシー保護に十分配慮した適切な情報管理を確保するものとする。</u>	(削除)
3 信用情報機関に関する届出等 (1) ~ (3) (略)	3 信用情報機関に関する届出等 (1) ~ (3) (略)

金融監督等にあたっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊:金融会社関係 (17/24)

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>(4) 機関を指定又は設置した協会から二ー1(4)①に基づく報告を受けた場合には、遅滞なく監督局金融会社室に報告されたい。</u></p>
(参考) (略)	(参考) (略)

現 行	改 正 後
4 抵当証券業関係 (新設)	4 抵当証券業関係 <u>4-2-7 個人情報の保護</u> (1) 規則第 15 条の 2 第 4 号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針 I、II、III 及び別添 2 の規定に基づく措置とする。 (2) 規則第 15 条の 2 第 5 号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合をいう。

現 行	改 正 後
5 プリペイドカード関係 (新設)	5 プリペイドカード関係 <u>5-6 個人情報の保護</u> 規則別紙様式第 12 号に規定する前払式証票の発行に関する報告書を処理する場合には、以下の点に留意するものとする。 (1) 「個人である購入者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針 I、II、III 及び別添2の規定に基づく措置とする。 (2) 「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。
<u>5-6 前払式証票の発行に関する定期報告等</u>	<u>5-7 前払式証票の発行に関する定期報告等</u>
<u>5-6-1</u> (略)	<u>5-7-1</u> (略)
<u>5-6-2</u> (略)	<u>5-7-2</u> (略)
<u>5-6-3</u> (略)	<u>5-7-3</u> (略)
<u>5-6-4</u> (略)	<u>5-7-4</u> (略)
<u>5-7</u> (略)	<u>5-8</u> (略)

現 行	改 正 後
<p>6 商品ファンド業関係 (新設)</p>	<p>6 商品ファンド業関係</p> <p><u>6-3 個人情報の保護</u></p> <p>(1) <u>商品投資販売業者の業務に関する命令(以下「業務命令」という。)第7条第8号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置並びに個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインⅡ.2.(3)2)、3)及び4)の規定に基づく措置とする。</u></p> <p><u>(2) 業務命令第7条第9号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>8 金融先物取引業関係</p> <p>8－2 業務関係</p> <p>法第3章の規定に基づく、金融先物取引業の業務に関する監督に当たつては、次により取り扱うものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>8 金融先物取引業関係</p> <p>8－2 業務関係</p> <p>法第4章の規定に基づく、金融先物取引業の業務に関する監督に当たつては、次により取り扱うものとする。</p> <p><u>8－2－4 個人情報の保護</u></p> <p>(1) 規則第25条第4号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</p> <p>(2) 規則第25条第5号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</p>
<p><u>8－2－4</u> (略)</p>	<p><u>8－2－5</u> (略)</p>

現 行	改 正 後
9 A-4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等 (略) (新設)	9 A-4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等 (1) (略) (2) <u>資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（以下「特定譲渡人府令」という。）第10条の2第1号及び特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（以下「原委託者府令」という。）第10条の2第1号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</u> (3) <u>特定譲渡人府令第10条の2第2号及び原委託者府令第10条の2第2号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</u>

現 行	改 正 後
<p>11 確定拠出年金運営管理機関関係</p> <p>11-3 行為準則に関する事項</p> <p>確定拠出年金運営管理機関の行為準則、禁止行為については、法第99条、100条等に定めのあるところであるが、財務局長は、確定拠出年金運営管理機関の監督を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>11 確定拠出年金運営管理機関関係</p> <p>11-3 行為準則に関する事項</p> <p>確定拠出年金運営管理機関の行為準則、禁止行為については、法第99条、100条等に定めのあるところであるが、財務局長は、確定拠出年金運営管理機関の監督を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p><u>11-3-11 個人情報の保護に関する事項</u></p> <p><u>法第99条第2項の趣旨に鑑み、加入者等の個人に関する情報について、確定拠出年金運営管理機関が以下の措置を講じているかどうかを確認する。</u></p> <p><u>(1) 加入者等の個人に関する情報については、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置が講じられているか。</u></p> <p><u>(安全管理について必要かつ適切な措置)</u></p> <p class="list-item-l1">① 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）第10条の規定に基づく措置</p> <p class="list-item-l1">② 金融分野における個人情報に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）I及び別添2の規定に基づく措置</p> <p><u>(従業者の監督について必要かつ適切な措置)</u></p> <p class="list-item-l1">① 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置</p> <p class="list-item-l1">② 実務指針IIの規定に基づく措置</p> <p><u>(委託先の監督について必要かつ適切な措置)</u></p> <p class="list-item-l1">① 保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置</p> <p class="list-item-l1">② 実務指針IIIの規定に基づく措置</p>

金融監督等にあたっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊:金融会社関係 (24/24)

現 行	改 正 後
	<p>(2) 加入者等の個人に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療 又は<u>犯罪経歴</u>についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、 保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用 しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>（注）その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>労働組合への加盟</u>に関する情報・ <u>民族</u>に関する情報・ <u>性生活</u>に関する情報